

経済建設委員会記録

1 日 時 令和3年6月21日(月)
午前 9時58分 開会
午前10時37分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 委員長 田 窪 秀 道 副委員長 伊 藤 嘉 秀
委員 合 田 晋一郎 委員 井 谷 幸 恵
委員 伊 藤 謙 司 委員 藤 原 雅 彦
委員 伊 藤 優 子 委員 山 本 健十郎

4 欠席委員 な し

5 説明のため出席した者

・市長 石川 勝行
・経済部

部長	宮崎 司	総括次長(産業政策推進監)	高本 光
産業振興課長	松原 広	産業振興課参事	大谷 寛
観光物産課長	藤田 清純	観光物産課主幹	矢野 佳美

・建設部

部長	三谷 公昭	総括次長(建築住宅課長)	神野 宏
技術監	宮本 道郎	都市計画副課長	檜垣 慶
道路課長	高橋 宣行	道路課技幹	亀井 英明
建築指導課長	横山 和良		

6 委員外議員 な し

7 議会事務局職員出席者

議会事務局次長 飯尾 誠二 係長 神野 瑠美

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前9時58分

●田窪委員長：開会挨拶

○石川市長：挨拶

●田窪委員長：所管事務の調査についてお諮りいたします。お手元に配布の所管事務調査表のとおり決定することにご異議ありませんか。

【全員異議なし】

●田窪委員長：別紙、所管事務調査表のとおり決定し、議長に通知いたします。

◎建設部関係

◇議案第40号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○横山建築指導課長：説明

< 質 疑 >

●井谷委員：改正する理由は。

○横山建築指導課長：公平性を確保するため、同じ内容の事務を行っている県の改正金額と同額に改正するものである。

●藤原委員：改正要旨の中に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴いという文言がある。どういった法律の改正なのか、具体的にどういうものがあるのか。

○横山建築指導課長：今回のエネルギーに関しては省エネ法に関することである。

○三谷建設部長：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律は、建築物のエネルギーの消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合を義務づけるほかエネルギー消費性能計画の認定制度等の創設を図るために作られた法律である。省エネを図っていくためにいろいろなことを規制したり提出を義務づける内容の法律となっている。

●伊藤優子委員：法律が変わったことにより手数料が上がった分は省エネに対して使われるということか。

○横山建築指導課長：これは手数料収入であるため、行政全般に還元されるものである。

●伊藤謙司委員：改正による増収見込みはいくらか。

○横山建築指導課長：昨年度と同数と仮定して試算すると174,800円の増収となる。

○三谷部長：建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律に関し、法律が変わったことによる条文のずれがあったため、それを変更するのに合わせて手数料の関係を全て見直したということである。

●山本委員：太陽光パネルの設置もこの手数料に含まれるか。

○横山建築指導課長：太陽光パネルについては含まれていない。

●山本委員：市内で太陽光パネルが無許可であちこちに設置されており、業者とのトラブルも発生しているようである。国はこのことについて許可制などの方向に動いているのか。市として、条例等の取組は。

○横山建築指導課長：建築基準法上では建築確認の申請は不要となっている。他法令であるが、農地法で農地転用の届け出の際に許認可が必要となる。条例についてだが、その方向性について

は把握できていない。

●井谷委員：一番影響を受けるのはどういう部分か。

○横山建築指導課長：今回の変更に係る件数は、昨年建築確認が274件、長期優良住宅が144件の合わせて418件である。変更による金額の変動は長期優良住宅の増加が156,200円で一番多いが、特定の方が受益されるものであるため影響は少ないものとする。

●井谷委員：利用者に影響が最もあるということだが、利用者との間で中小業者が板挟みになるというようなことは考えられないか。

○横山建築指導課長：長期優良住宅は利用者が特定の受益者であり、中小企業者は改正したことによる影響は少ないものと考えている。

< 討 論 >

●井谷委員：一般市民の利用者の負担が増えるものであるため、反対する。

< 採 決 > 賛成多数 原案可決

◇議案第43号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

○神野建設部総括次長（建築住宅課長）：説明

< 質 疑 >

●山本委員：上部東西線改良事業（地方道及び街路）に関して、当初6年で事業を完遂させるということだったが、コロナ禍の時代で国の財政的な影響も今後出るかもしれないが、事業の進捗について現時点での考えを伺いたい。

○高橋道路課長：今年度については、国の内示がこれまでよりは幾分多くて非常によかったが、平成30年から事業を開始し、当初1、2年の間は内示率がかなり低く、そこでかなり足踏みをしてきたため、昨年度も補正を行い、巻き返しを図っているところである。当初の目標までは達していないのが現状であり、非常に厳しい状況ではあるが、今後も鋭意予算要望し、必要な工事を進めていきたいと考えている。

●伊藤謙司委員：滝の宮公園の完成年度と現在の進捗率は。

○檜垣都市計画課副課長：完成予定は令和10年度である。令和元年度から令和10年度の10年計画で実施している。現在の進捗率については、率を正確には出していないが、進捗については概ね予定どおり進んでいる。

●合田委員：国の内示は要望に対し100%か。

○檜垣都市計画課副課長：内示は100%いただいた。

●井谷委員：上部東西線改良事業に関し、今年は何のあたりまで工事が進むのか。

○高橋道路課長：街路事業については、現在工事が完成している菘生出口本線のところまで上部東西線が来ていると思うが、そこから続いて西側に工事を進めていきたい。まずは道路部分と民地の境になる擁壁である路側擁壁の工事を予定している。地方道事業については、昨年度買えた部分が少ないので、今年度の補正で用地を取得でき次第工事にかかる予定としており、工事の予定としては縦の道の道がかりのよいところで用地取得できたところ、つまり工事に入っていけるところからと予定しているため、具体的にどこからとはまだ決まっていない。

*後刻一括採決

休憩 午前10時23分 / 再開 午前10時24分

◎経済部関係

◇議案第43号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

○高本経済部総括次長（産業政策推進監）：説明

< 質 疑 >

●伊藤優子委員：サテライトオフィス活用推進事業費に関して、委託先はどこか。

○松原産業振興課長：委託先については、これから選定となるため未定である。予算要望に当たりの参考見積はワクリエ新居浜の指定管理事業者から取ったものである。

●伊藤優子委員：何業者くらいを想定しているか。

○松原産業振興課長：この事業の中でいくつかの取組を行う予定としており、一つはサテライトオフィスのお試し体験をしていただく取組があり、それについては6社程度を予定している。また、お試しいただいた所や、利用いただく企業と地元企業との交流会を予定しており、交流会は2回開催を予定している。

●伊藤謙司委員：ワクリエについて、株式会社ハートネットに委託料として1,500万円程度支出していると思うが、それとは別でまたこれに乗せていくという話か。委託している部分は建物管理委託とイベント的なものも委託料に入ってくるものと思っていたが。

○松原産業振興課長：今回要望している事業全てを株式会社ハートネットにというような想定ではないのだが、予算の参考見積としては株式会社ハートネットにお願いをした次第である。取組は複数あり、趣旨によってはワクリエの指定管理者と組むことがより効果的に実施できるものもあるが、そういったものばかりでもないため委託先は複数に分けて取り組みを進めていく方法を現在検討している。

●伊藤謙司委員：その感覚でいうと、株式会社ハートネットに委託料の見積もりを出させるのはいかがなものかと思う。違う血が入ったほうが新しいものができる。当初から議会でも地元の株式会社ハートネットではなく、都会のクリエイターなどのほうがいいのではないかという話もあった。これでまた株式会社ハートネットが取ったら予算の使い方としていかがなものかと思う。

○松原産業振興課長：今回のこの事業については、内閣府の交付金事業であり、既存のサテライトオフィスの活用促進を図るという取組に対して交付金をいただける事業となっている。新居浜市が令和2年度に整備したワクリエ新居浜のほかに、民間の方でコワーキングスペースを2カ所整備中となっているため、その2カ所を含めた3カ所の施設をこの事業の対象として考えている。サテライトオフィスのお試し事業については、ワクリエ新居浜のサテライトオフィスの1室を活用するような計画で交付金の採択をいただいている。そういった取り組みについては、指定管理者と組むことのメリットもあり、円滑な事業につながる部分も一部あるのではないかと考える。

●井谷委員：2カ所の民間コワーキングスペースとはどこか。

○松原産業振興課長：泉池町と喜光地町に1カ所ずつで、それぞれ7月に完成予定で整備を進め

ているところである。昨年度予算を承認いただいた、サテライトオフィスの整備に係る補助金を活用いただき、今整備をしていただいているところである。

●山本委員：観光宣伝推進費に関して、着地型旅行商品企画造成事業委託料の事業内容は。

○藤田観光物産課長：旅行商品というのは通常出発地において造成するものであるが、出発地において新居浜にどのようなものがあるのかわからなければ、なかなか新居浜の旅行商品が作れないということがあり、まずは新居浜の方ではどういうものが商品としてできるのかというのを調査、開拓した上で、それを旅行会社に売っていくという事業内容である。

●山本委員：コロナ禍の時代において好ましいものか。

○藤田観光物産課長：この着地型旅行商品企画造成事業というのは、通常当初予算で過去からずっと続けている事業であり、今回地方創生推進交付金が貰えるかどうかを判断してから予算を上げるということで、今回採用が決定されたため6月補正で計上したものである。コロナ禍で現状旅行商品というのはなかなか進んではいけないと思うが、アフターコロナに向けて新居浜のいろんな素材を研究し、素材を作って、アフターコロナに向けて営業をかけていきたいと考えている。

●山本委員：アフターコロナに向けてということなら話もわかる。十分に注意して事業を進めていただきたい。

< 討 論 >

●合田委員：滝の宮公園のリニューアル事業について、滝の宮公園は市民に大変親しまれた公園であり、関心が高い事業である。地元のまちづくり懇談会などでは全体計画等お示しいただいているが、全市民に向けて、また実際に利用されている方に対して事業内容を周知することが事業効果を高めることになると思うため、啓発に努めていただくことを要望し、賛成する。

< 採 決 > 全会一致 原案可決

○ 閉 会 午前10時37分 閉会

経済建設委員会付託案件表

令和3年6月21日

○建設部関係

議案第40号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳出 第8款 土木費	3・17・18

○経済部関係

議案第43号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中	
歳出 第7款 商工費	3・15・16